

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給について

事業者向け Q&A

Q. 福岡県または福岡市の制度融資を利用しており、3年間利子補給を受けられると聞いている。利子補給はどのような形で行われるのか。

A. 年に2回、対象期間内に支払った**利息実額**もしくは**利息相当額**（対象期間末日までの日割計算額）を、事業者様の融資返済口座に振り込みます。（計算方法等の詳細は、融資を受けている金融機関の利子補給担当部署にお尋ねください。）

Q. 利子補給を受けるのに、何か手続きは必要か。

A. 融資申込の際に金融機関へ委任状（利子補給補助金の交付申請及び請求に関する一切の行為の権限の委任）を提出してください。その後は金融機関が事業者様に代わって事務手続きを行います。

Q. いつ利子補給が行われるのか知りたい。

A. **令和3年度については、8月23日、令和4年2月22日に振込を行います。**次年度の振込日につきましては、年度初に当センターHP及びチラシにてお知らせいたします。

Q. 利子補給額について、交付決定通知や利子補給額の計算書等の書類が届くのか。

A. 事業者様の委任を受けて、金融機関が利子補給補助金の交付申請及び請求を行います。当センターは、金融機関より交付申請を受け、金融機関に対し交付決定通知を行います。事業者様への個別の通知は行いません。
交付決定の状況や利子補給額の詳細につきましては、融資を受けている金融機関の利子補給担当部署にお問い合わせください。

Q. 利子補給されているかどうかを確認する方法はあるか。

A. 年2回の振込日に「利子補給（新型コロナウイルス感染症対応資金）」という名目で振込まれているかご確認ください。利子補給の対象かどうかの確認、また利子補給額の詳細につきましては、融資を受けている金融機関の利子補給担当部署にお問い合わせください。

Q. 日本政策金融公庫からも融資を受けているが、その利子補給について知りたい。

A. 日本政策金融公庫や商工中金等の融資制度に関する利子補給補助金については「新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局」（電話：0570-060515、平日・土日祝日 9時～17時）へお問い合わせください。